

「振込口座等登録（変更）申請書」記入上の注意 ～振込口座等登録のお願い～

1 振込口座等登録とは

鳥取県では、より安全、確実、迅速にお支払いするため、債権者・債務者の方に氏名や振込口座等をあらかじめ登録することをお願いしています。

申請いただいた情報は、「相手方番号(10桁)」を発行して県の財務会計システムに登録しますので、県の各機関で共通して使用できます。請求書へ記入いただければ、口座情報等の記入は省略できます。

2 提出書類

(1) 振込口座等登録（変更）申請書

申請書は、県の各機関で配布するほか、以下のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/201940.htm>

(2) 口座情報を確認できる書類(通帳の写し等)

「店番」「口座番号」「口座名義人のカナ名」の3点を確認できる書類が必要です。
(通帳の写しの例) (ゆうちょ銀行の場合)

(表紙表面) ○○銀行

店番 口座番号
054 9876543

(株)鳥取財務会計事務所 東部支社

普通預金通帳

記号 番号
15220 1234578

おなまえ **ユウチヨタク様** お届け印

おとこ (郵便番号 683-0054)
鳥取県米子市穂町一丁目
160-18

株式会社ゆうちょ銀行 印紙税申告納付につき△△
税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

ご利用
振替は経理用(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円(〇)まで
キャッシュサービス 代理人カード デビットサービス
定期定額自動貸付 国債等自動貸付

銀行使用
全銀システムによる振込サービス開始後、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、次の内容をご指定ください
【店名】五二八(読み ゴニハチ)
【店番】528【預金種目】普通預金【口座番号】0123457

この部分が分かるようコピーしてください

(表紙裏面)

お名前 **カトツリザイムカイセイムシヨ様**

お届け印の貼付は廃止しました。

3 提出先

契約・請求などお取引のある(申請書用紙をお渡しした)県の機関へ、郵送又は持参により提出ください。
(メールでの申請はできません。会計指導課へ提出いただくことも可能です。)

4 登録内容の通知

登録手続完了後、「相手方番号(10桁)」を記載した「振込口座等の登録完了のお知らせ」を送付しますので、登録内容をご確認ください。

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに変更申請してください。情報が古いままで確認に時間を要すると、お支払いが遅れる場合があります。

なお金融機関の合併、店舗統廃合等により変更が生じた際は、金融機関から県が情報を収集することにより更新する場合があります。

「相手方番号(10桁)」を使わなくなった場合は、廃止申請してください(手続き後の通知はありません)。一定期間利用されなかった「相手方番号(10桁)」は、申請されなくても廃止する場合があります。

